

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和６年第３回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第１号、認定第４号、議案第１号、議案第８号ないし議案第１４号、報告第１号、報告第２号及び報告第５号の以上１３件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 提出議案のうち、総務常任委員会の所管に係る認定第１号及び第４号、議案第１号並びに報告第１号及び第２号につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず、認定第１号、令和５年度旭川市一般会計決算でございますが、各会計歳入歳出決算事項別明細書の１４２ページを御覧ください。金額は１千円単位で説明させていただきます。歳入総額が１千８２２億３４１万４千円、歳出総額が１千８０５億７千６６３万３千円となり、歳入歳出差引き額、いわゆる形式収支で１６億２千６７８万１千円の剰余となったところでございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源５億８千８９６万２千円を差し引いた実質収支は、１０億３千７８１万９千円となっております。なお、実質収支の２分の１に相当する額、５億１千８９１万円は、条例に基づき財政調整基金に編入しております。

次に、認定第４号の令和５年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算でございますが、こちらは事項別明細書の１７４ページを御覧ください。金額は１千円単位で説明いたします。歳入総額が７千６２５万５千円、歳出総額が７千６２５万５千円となり、収支均衡となっております。

続きまして、総務常任委員会の所管に係る決算の概要について、御説明申し上げます。

初めに、認定第１号、令和５年度旭川市一般会計決算の主な事業の執行状況につきまして、御説明申し上げます。

まず、総合政策部所管分でございます。事項別明細書の８６、８７ページを御覧ください。２款総務費１項総務管理費９目企画費の上から５つ目になりますが、旭川市立大学運営費８億５千６８７万４千６０５円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では２１ページになります。これは、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、旭川市公立大学法人評価委員会の開催や、公立大学法人旭川市立大学運営費交付金の交付などを行ったものでございます。

続きまして、行財政改革推進部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書の８２、８３ページ、２目人事管理費の一番下になりますが、業務改善推進費５千３１２万１千７１３円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では６６ページを御覧ください。これは、ＩＣＴツールの導入及び運用などに要した経費でございます。

次に、事項別明細書の８６、８７ページの９目企画費の臨時事業費の下から７番目、業務システム最適化推進費５億１千６９３万７千９５２円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では６７ページを御覧ください。これは、基幹業務システムを国が示す標準準拠システムへ移行するために要した先行リリース分の経費でございます。

続きまして、女性活躍推進部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書の８８、８９ページ、１３目男女共同参画活動費の一番下になりますが、女性デジタル人材・起業家育成事業費４

74万5千548円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では30ページを御覧ください。これは、女性が経済的に自立し、ライフステージに応じて能力を生かし、活躍できる社会を実現するため、デジタルスキルの習得や企業とのマッチングを支援し、テレワークによる在宅就労など、デジタル社会に対応した女性の再就職や起業の促進に向けて各種事業を実施したものでございます。

続きまして、地域振興部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書では、86、87ページ、9目企画費の臨時事業費の1番目になります。中心市街地活性化推進費2千706万9千68円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では36ページを御覧ください。これは、開設から50周年の節目を迎えた平和通買物公園の今後の在り方を検討する会議を実施し、官民連携組織の買物公園エリアプラットフォームを設立するとともに、エリアの新たな将来像などを示す買物公園エリア未来ビジョンを策定したほか、北彩都あさひかわ冬のガーデンなどを実施したものでございます。

次に、同じく企画費、臨時事業費の3番目になります。地域公共交通対策費5千391万485円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では37ページを御覧ください。これは、あさひかわバス無料DAYを2日間実施したほか、広域バス路線やデマンド交通の維持に向けた支援、路線バス運転手の確保に向けた支援、また、ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助などを行ったものでございます。

続きまして、総務部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書の86、87ページ、8目財産管理費の臨時事業費の4番目になります。新庁舎開庁準備費11億9千223万3千411円でございます。これは、新庁舎での業務が円滑に開始できるよう、全庁ネットワーク基盤機器等の移設業務委託や旭川家具の製造業務委託、文書を保存する書棚の購入など、移転関連業務に要した経費でございます。

続きまして、防災安全部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書の84、85ページ、5目市民活動費の1番目になります。交通安全対策費1千445万1千715円でございます。これは、市内の各地域や団体、警察などの関係機関と連携を図り、交通安全運動の活動を推進するための運営費の補助や、交通安全の啓発に要した経費でございます。

次に、ちょっとページが飛びまして、事項別明細書124、125ページ、9款消防費1項消防費4目防災対策費、防災対策費748万8千664円でございます。これは、市民の防災意識の高揚及び災害による被害の軽減を図るため、旭川市地域防災計画に基づき実施した災害対策等に要した経費でございます。

続きまして、消防本部所管分について御説明申し上げます。事項別明細書の124、125ページの1目常備消防費、予防業務DX推進費345万5千144円でございます。こちらは、主要施策の成果報告書では65ページを御覧ください。これは、モバイルパソコンの賃貸借、閉域モバイル回線の整備など、火災予防業務のDX化に係る体制整備に要した経費でございます。

次に、3目消防施設費、上から3番目、消防自動車整備費1億9千52万6千344円でございます。これは、消防署所に配置しております水槽付消防ポンプ自動車と、高度救命処置用資機材を含む高規格救急自動車、消防団が運用する消防ポンプ自動車の更新などに要した経費でございます。

続きまして、認定第4号、令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の主な事業の執行状況

につきまして御説明申し上げます。

まず、地域振興部所管分でございます。事項別明細書の172、173ページを御覧ください。
1款事業費1項事業費1目管理費の駅前広場駐車場運営費1千208万8千633円でございます。
これは、駐車場運営業務に係る委託や賃貸借などを実施したものでございます。

次に、総務部所管分でございます。同じく管理費、公共駐車場運営費6千194万3千495円
でございます。これは、指定管理者業務委託料、電気料金、燃料費などに要した経費でございます。

続きまして、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。金額は1千円単位で申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、人事管理費など31事業で、
歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億9千866万2千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、ページが飛びまして、11ページから14ページの事項別明
細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、11ページの2款総務費では、1項2目の人事
管理費で178万2千円、9目の旭川市立大学施設整備補助金で4億1千900万円、新規路線就
航支援費で1千600万円、ふるさと納税推進費で1千163万7千円、12ページから13ペー
ジの4款衛生費では、3項1目の水道事業会計補助金で840万円、14ページの9款消防費では、
1項2目の管理事務費で545万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページを戻っていただき、8ページから10ページの事項別明細書、歳入
にお示しいたしておりますもののうち、9ページの20款寄附金のうち、1項1目の一般寄附金で
473万1千円、2目のあさひかわ応援寄附金で387万2千円、9ページから10ページにわた
りますが、22款繰越金で2億117万9千円、23款諸収入のうち、6項4目のその他の収入で
80万5千円、24款市債で8億6千10万円をそれぞれ追加し、9ページの21款繰入金で1千
20万円を減額するものでございます。

また、ページを戻っていただき、4ページの第3表、債務負担行為補正では、旭川市立大学施設
整備補助金を追加し、5ページの第4表、地方債補正では、児童センター整備事業など2件を追加
し、大学施設等整備事業など4件の限度額を変更するものでございます。

続きまして、報告第1号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について御説明申し上
げます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、比率が算定さ
れなかったところでございます。また、実質公債費比率につきましては8.9%、将来負担比率に
つきましては82.8%となっており、いずれの比率も早期健全化基準には至っておりません。

次に、報告第2号、令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございますが、水道
事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3会計において、いずれも資金不足額がなかったこと
から、比率が算定されなかったところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○松本総務部総務監 議案第8号ないし議案第14号及び報告第5号につきまして、順次、御説明
申し上げます。

まず、議案第8号及び議案第9号の契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第8号、豊岡小学校屋体増改築工事につきましては、契約金額7億3千480万円で、株式

会社廣野組ほか2社で構成する廣野・新谷・高共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第9号、千代田小学校プール改築ほか工事につきましては、契約金額1億8千18万円円で株式会社盛永組と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

続きまして、議案第10号から議案第14号までの変更契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。これらの議案は、いずれもインフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約の変更を行おうとするものでございます。

議案第10号は、令和5年3月24日に議決をいただきました（仮称）旭川市リサイクルセンター（A）新築工事につきまして、契約金額7億4千175万1千585円を7億6千512万1千913円に改めようとするものでございます。

次に、議案第11号は、令和5年3月24日に議決をいただきました（仮称）旭川市リサイクルセンター（B）新築工事につきまして、契約金額7億1千819万1千174円を7億3千409万2千15円に改めようとするものでございます。

次に、議案第12号は、令和5年3月24日に議決をいただきました（仮称）旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事につきまして、契約金額5億9千796万9千630円を6億7千92万7千303円に改めようとするものでございます。

次に、議案第13号は、令和5年6月30日に議決をいただきました永山西小学校（A）増改築工事につきまして、契約金額12億1千825万円を12億5千950万7千296円に改めようとするものでございます。

次に、議案第14号は、令和5年6月30日に議決をいただきました永山西小学校（B）増改築工事につきまして、契約金額9億4千270万円を9億7千861万3千417円に改めようとするものでございます。

最後に、報告第5号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。整理番号1から5までは、いずれもインフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額を変更するものでございます。

整理番号1、令和5年3月24日に議決をいただきました（仮称）旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事は、契約金額2億4千340万3千613円を2億5千622万2千261円に、整理番号2、令和5年3月24日に議決をいただきました（仮称）旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事は、契約金額2億287万7千759円を2億1千407万9千615円に、整理番号3、令和5年6月16日に議決をいただきました明星中学校耐震改修工事は、契約金額2億2千455万4千614円を2億2千621万5千861円に、整理番号4、令和5年6月30日に議決をいただきました永山西小学校増改築衛生設備工事は、契約金額1億7千677万円を1億8千138万6千18円に、整理番号5、令和5年9月15日に議決をいただきました日章小学校耐震改修工事は、契約金額3億5千530万円を3億6千416万3千665円にそれぞれ変更するもので、いずれも令和6年8月2日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、使用料・手数料の改定スケジュール（案）について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 使用料・手数料の改定スケジュール（案）について御報告させていただきます。資料の使用料・手数料の改定スケジュール（案）を御覧ください。

使用料、手数料につきましては、前回、令和2年の4月に改定を行っております。本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針では、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としていることから、本来は、今年度が改定の時期となりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、改定を見送ったところでございます。しかしながら、昨今の人件費やエネルギー価格等の上昇に伴い、サービス提供に係るコストが増加している状況もありますことから、施設の休館等の影響が軽減された令和4年度以降のコストにより、料金改定に向けた取組を進めていきたいと考えております。

改定期間につきましては、令和4年度から6年度までの3か年分でコスト算定を行い、必要な手続を経た後、令和8年10月から新料金を適用したいと考えております。

資料は、現時点のスケジュール案になります。令和7年の11月までに改定料金の素案を決定した上で、同月下旬からパブリックコメントを行うとともに、施設の利用者団体などに対する個別説明会や附属機関等の会議を開催し、見直し内容の説明と意見聴取などの取組を行っていききたいと考えております。また、提出された意見を踏まえた改定料金の修正案を2月中旬までに取りまとめた後、改めて附属機関等において説明等を行い、4月に最終案を決定した上で、令和8年第2回定例会に関係議案を提出してまいりたいと考えております。議決をいただきましたら、市民への周知期間を設け、改定料金の内容をお知らせし、10月から新料金を適用したいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、次に、旭川市行財政改革推進プログラム2020の取組結果について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 旭川市行財政改革推進プログラム2020の取組結果について、御報告をいたします。

このプログラムにつきましては、令和2年4月に策定し、令和5年度までの4年間の推進期間が終了したことから、その取組結果を取りまとめたところでございます。

資料をお配りしております。その1ページに全体概要を記載しておりますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、取組の進行状況の実施件数についてでございますが、プログラム全体の取組数80項目のうち、実施済みのものが12項目、予定どおり進んでいるものが58項目、予定より遅れているも

のが9項目、実施不可のものが1項目となりました。予定より遅れている項目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できなかった受益者負担の適正化に関する項目が最も多くなっておりますが、全体としてはおおむね順調に進んだものと認識をしているところでございます。

次に、資料のその下になりますが、財源確保額についてでございます。こちらは、令和5年度予算編成までの目標額を定めたものでありまして、昨年、既に御報告いたしました実績と同じ内容で、繰り返しになりますが、当プログラムでは、令和5年度当初予算編成時までに累計で56億6千万円を確保することを目標としており、収入の確保につきましては目標を12億2千万円とし、令和5年度当初までに6億9千万円を、また、支出の抑制では目標額を39億9千万円とし、令和5年度当初までの累計で58億3千万円を確保したほか、財源対策の取組として、財政調整基金繰入金52億2千万円を予算計上したところであります。これらの取組の結果、令和5年度当初までに累計で117億4千万円を確保したことになります。

続いて、2ページ目から41ページ目までは、個別の取組項目について、それぞれの実績、進捗状況、財源確保額、今後の予定等を記載しているところでございます。

また、最後の42ページになります。こちらにつきましては、財政健全化に向けた取組状況ということで、収納率、市債借入額など、財政健全化指標の目標に対する達成度を記載しております。全7項目のうち、市税の収納率など6項目で目標を達成することができましたが、繰出金につきましては目標に届きませんでした。

取組結果の概要は以上でございます。

なお、本年度からは、この4月に改訂をいたしました行財政改革推進プログラム2024に基づいた取組が既に始まっておりますことから、引き続き、プログラムに基づく取組を着実に推進し、将来に責任のある行財政運営を進めていくことで、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、本件につきましては、本委員会への報告後にホームページ等により公表をする予定をしております。

旭川市行財政改革推進プログラム2020の取組結果については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市内部統制評価報告書及び審査意見書について、及び、総合庁舎周辺整備スケジュール等の見直しについての以上2件について、理事者から報告願います。

○和田総務部長 令和5年度内部統制評価報告書及び審査意見書について、まず、御報告を申し上げます。

初めに、提出資料のうち、内部統制評価報告書を御覧ください。

本制度は、令和2年4月1日に施行されました改正地方自治法において、導入の努力義務が課せられたもので、事務処理に係るルールや仕組みが機能しているかについて、自ら確認し、不適切な事務処理の再発防止を図るという制度でございまして、本市は令和4年度から導入してございます。

今回、令和５年度の内部統制の結果を評価し、報告書を作成いたしましたので、地方自治法第１５０条第６項の規定に基づきまして提出いたします。

報告書の内容につきましては、１ページ及び２ページには、内部統制の範囲や重要リスクの項目の選定の考え方などについて記載しております。

次に、２ページから４ページまでは、評価手続及び評価結果について記載しており、評価結果の概要につきましては、業務レベルにおいて誤りは発生していないものの、規定どおり事務を行っていなかった制度設計上の不備が２３件、実際に誤りが発生した制度運用上の不備が３８件ございました。また、本制度では、市及び市民に対し大きな経済的、社会的な不利益を生じさせたものなどを重大な不備として評価し、報告書に記載することとしておりますが、重大な不備はございませんでした。

次に、５ページには、令和５年度の本市の重要リスクを、６ページから１７ページまでは、全庁的な内部統制の取組内容と評価結果を掲載しております。１８ページ及び１９ページには、業務レベルのリスクの選定状況や不備の件数を記載しており、２０ページには、不備が多かった項目の主な内容を記載しております。令和５年度で最も多かった項目は、過大支給・過少支給、個人情報の漏えい・紛失と、送付時の相手先、内容の誤りでございました。当該項目においては、各課で新たな対応策を講じ、再発防止に努めているところでございます。

次に、提出資料のうち、審査意見書を御覧ください。

本制度におきましては、報告書を監査委員の審査に付して議会に提出することになっており、最後のページに記載のとおり、本件の評価手続及び評価結果は相当であるとの審査結果をいただいております。

なお、本報告書につきましては、本委員会終了後に全議員に配付するとともに、今後、ホームページに掲載するなど、広く公表をしてまいります。

次に、総合庁舎周辺整備スケジュール等の見直しについて、御報告を申し上げます。

８月２１日の子育て文教常任委員会で報告がありましたとおり、（仮称）新文化ホールの建設予定地が旧総合庁舎跡地に決定したことに伴いまして、総合庁舎周辺の整備計画を見直しましたので、御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧いただければと存じます。

１、見直し内容についてでございますが、今回見直しました内容は大きく４点ございます。

初めに、周辺整備計画全体の期間についてでございますが、工事内容を改めて精査した結果、第三庁舎の解体工事及びその跡地の駐車場整備の工事期間が長く必要となったため、当初、令和８年度末の完了予定を、今回、令和９年の夏まで延期いたします。

次に、旧総合庁舎跡地に整備する車寄せ及び駐車場についてでございますが、（仮称）新文化ホールの建設が始まるまでの時限的な利用となりますことから、簡易的な整備とすることといたします。あわせて、障害者駐車場部分に整備予定でありましたロードヒーティングは整備を取りやめてまいります。

３点目でございますが、総合庁舎の前庭や周辺歩道のロードヒーティング、車寄せ上部のひさしの整備につきましては、（仮称）新文化ホール完成後に先送ることといたします。なお、これらの整備につきましては、（仮称）新文化ホールを含めた敷地全体の計画に合わせて、改めて整備内容や整備時期を決めてまいります。

最後に、4点目でございますが、（仮称）新文化ホール完成後、周辺整備が終わるまでの間は、来庁者用駐車場が十分に確保できない状況が続くことが想定されますことから、第三庁舎跡駐車場に確保予定でありました公用車用の駐車場部分は、全て来庁者用駐車場として利用することといたします。これによりまして、（仮称）新文化ホールの整備期間中も、地上部に200台以上の来庁者用の駐車スペースが確保可能となりまして、現在の第三庁舎駐車場よりも多くの来庁者用駐車台数を確保できる状況となります。なお、公用車用駐車場は、庁舎周辺の民有地も含めた空き地の活用を検討してまいります。

資料の下段の2、整備スケジュールについては、ただいまの内容をスケジュール表に落とし込んだものでございます。また、資料の2枚目の整備計画図（案）につきましては、庁舎周辺の工事内容の変更や中止などにつきまして、それを図面に落とし込んだものでございます。

以上が今回の見直し内容でございます。（仮称）新文化ホールの建設予定地が旧総合庁舎跡に決定したことにより、総合庁舎周辺の整備計画が長期にわたることとなります。この間、十分な駐車スペースを確保できず、来庁者の皆様には、長期間にわたり御不便をおかけすることにはなりますが、今回の見直しにより、地上部につきましては、現状より多くの駐車スペースを確保する見通しが立ちましたので、今後は工事をスケジュールに沿って着実に進め、（仮称）新文化ホールの建設中も市民の皆様の利便性が低下することのないよう、しっかりと努めてまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〇えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

〇えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市国民保護計画の変更について、理事者から報告願います。

〇内村防災安全部長 旭川市国民保護計画の変更について、御報告いたします。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称、国民保護法の規定により、国の基本指針及び北海道国民保護計画に基づき作成するものでございます。

今回の変更内容につきましては、令和6年度の本市組織の一部変更に伴い、旭川市国民保護対策本部の組織、事務分掌の一部修正と、本市の人口や世帯数など、経年による統計資料数値の変更に伴い、統計数値の修正変更をしているところでございます。なお、本計画の作成や変更にあたっては、旭川市国民保護協議会への諮問の上、北海道知事に協議し、旭川市議会へ報告するとともに、公表することとされておりますが、今回の変更については、同法施行令第5条の規定による軽微な変更該当するため、旭川市国民保護協議会への諮問、知事への協議については必要とされない変更内容となっております。

今後の予定といたしましては、市ホームページなどにより公表するとともに、関係機関等に対し周知いたします。

以上、旭川市国民保護計画の変更についての報告となります。よろしくお願いいたします。

〇えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

〇えびな委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇えびな委員長 ないようですので、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時39分